

答申第 867 号

諮問第 1536 号

件名：河川課で保有してある文書で香流川付近の道路を名古屋市に理由無く管理させている事を示す文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、あるはずだというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「香流川」とは、愛知県長久手市地内を上流端とし、名古屋市守山区内、名東区内を流下して千種区内で矢田川へ合流する、河川延長約 8.9 km の一級河川庄内川水系香流川（以下「香流川」という。）のことと解した。

そして、「付近の道路」とは、香流川の堤防上や堤防沿いに設置されている道路や通路と解した。

また、「名古屋市に理由無く管理させている事」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 1 項により国土交通大臣（以下、同法第 7 条により同法において定義するところと同じく、「河川管理者」という。）が行うとされている一級河川の管理や、同法第 9 条第 2 項又は第 5 項により河川管理者から管理権限の一部が移動することにより河川の管理を行うこととされる者（以下、河川管理者及びこれらの者を「河川管理者等」という。）

が行うべき管理を、法令等の根拠や正当な理由がないにもかかわらず、名古屋市に行わせていることと解した。

よって、本件請求対象文書は、建設部河川課（以下「河川課」という。）が管理する文書のうち、香流川の堤防上や堤防沿いに設置されている道路や通路について、法令等の根拠や正当な理由がないにもかかわらず、河川管理者等が行うべき管理を名古屋市に行わせていることが記載された文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

香流川は、河川法第 9 条第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣から知事に管理権限の一部が移動することにより、知事が河川の管理を行うこととされている。同条第 5 項では、同条第 2 項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理を指定都市の長が行うこととすることができるとされているが、香流川の管理が名古屋市長に委任されたことはない。

河川法では、河川の管理について、第 16 条の 3 の規定により市町村長が河川工事又は河川の維持を行うことができ、第 17 条の規定により他の工作物の管理者が河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行うことができ、第 18 条の規定により河川工事以外の工事又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状変更の必要を生じさせた行為により必要となった河川工事又は河川の維持を必要を生じさせた行為者に行わせることができるが、いずれも法令に基づき正当な理由があり行われるものである。また、同法第 20 条の規定により河川管理者以外の者が河川管理者の承認を受けて河川工事又は河川の維持を行うことができ、さらに同条ただし書及び河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 12 条により、草刈り、軽易な障害物の処分など小規模な維持については河川管理者の承認を受けることを要しないで行うことができるが、これらは実施者が自らの必要に基づき、又は河川管理に協力する立場から希望して行われるものであり、管理させている訳ではない。

また、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）第 27 条に基づき、堤防には管理用通路を設けるものとされている。堤防の上や堤防沿いに設置されている道路や通路が管理用通路であれば、河川管理者等が管理している。一方、管理用通路以外の道路や通路については、設置者が管理を行う。河川区域内に道路や通路を設置する者は、河川法第 24 条及び第 26 条により河川管理者等から土地の占用の許可及び工作物の新築等の許可を受けて設置することとなる。設置後は、同法第 15 条の 2 第 1 項の規定により許可工作物の管理者は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないとされている。この場合、設置者は自らの意思により設置し、設置後は当然自ら管理するものであり、理由なく管理させていることとはならない。なお、

香流川の河川区域外に設置されている道路や通路については、河川課は関知するところではない。

したがって、香流川の堤防上や堤防沿いに設置されている道路や通路について、法令等の根拠や正当な理由がないにもかかわらず、河川管理者等が行うべき管理を名古屋市に行わせていることはない。よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、香流川の堤防上や堤防沿いに設置されている道路や通路について、法令等の根拠や正当な理由がないにもかかわらず、河川管理者等が行うべき管理を名古屋市に行わせていることが記載されているものと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、香流川は、河川法第 9 条第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣から知事に管理権限の一部が移動することにより、知事が河川の管理を行うこととされているが、同条第 5 項の規定により香流川の管理が名古屋市長に委任されたことはないとのことである。

また、河川法では、第 16 条の 3 の規定により市町村長が河川工事又は河川の維持を行うことができ、第 17 条の規定により他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行うことができ、第 18 条の規定により必要となった河川工事又は河川の維持を必要を生じさせた者に行わせることができ、第 20 条の規定により河川管理者以外の者が河川工事又は河川の維持を行うことができるとされているとのことである。

さらに、堤防の上や堤防沿いに設置されている道路や通路が河川管理施設等構造令第 27 条の管理用通路であれば、河川管理者等が管理しており、管理用通路以外の河川区域内の道路や通路については、河川法第 24 条及び第 26 条の規定により河川管理者等から土地の占用の許可及び工作物の新築等の許可を受けて設置した者が管理を行うとのことである。

加えて、香流川の河川区域外に設置されている道路や通路については、河川課は関知するところではないとのことである。

イ 当審査会において、河川法を見分したところ、同法第 16 条の 3 第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条、第 20 条、第 24 条及び第 26 条第 1 項において、実施機関が説明するとおりの内容が規定されていることが認められた。

河川法において河川の管理について詳細に規定され、河川の管理は、これらの規定に基づいて行われることからすると、河川管理者等である知事が自ら行うべき管理を法令等の根拠や正当な理由に基づかずに他者に行わせることはないと解される。

ウ また、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則 21 号）第 11 条第 12 項（当時）を見分したところ、河川課がつかさどる事務は、「河川に関すること。」、「海岸に関すること（農地計画課、農地整備課及び港湾課の事務分掌事項を除く。）」、「公有水面の埋立てに関すること（港湾課の事務分掌事項を除く。）」、「水防に関すること。」、「水害予防組合に関すること。」及び「特定都市河川及び特定都市河川流域に関すること（下水道課の事務分掌事項を除く。）」とされていることが認められた。

河川課が所掌する事務の内容からすると、河川区域外に設置されている道路や通路については河川課が関知するところではないとの実施機関の説明は、不合理なものとはいえない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課で保有してある文書で香流川付近の道路を名古屋市に理由無く管理させている事を示す文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.10.30	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
30. 2. 14 (第 543 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第 545 回 審査会)	審議
30. 3. 23	答申